

平成28年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成28年8月9日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時43分
【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美	教育長職務代理者 吉崎 静夫
委員 中本 賢	委員 濱谷 由美子
委員 前田 博明	委員 小原 良

【出席職員】

教育次長 西 義行
教育改革推進担当理事 佐藤 裕之
学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司
総務部長 小椋 信也
教育環境整備推進室長 丹野 典和
学校教育部長 小田嶋 満
中学校給食推進室長 石井 宏之
生涯学習部長 金子 浩美
庶務課長 野本 宏一
庶務課担当課長 山田 哲郎
企画課長 古内 久

生涯学習推進課長 池之上 健一
生涯学習推進課課長補佐 末木 琢郎
庶務課課長補佐 武田 充功
企画課担当係長 外山 裕一
企画課 齋藤 奈津美

調査・委員会担当係長 高橋 勉
書記 茅根 真帆

【署名人】 委員 濱谷 由美子 委員 前田 博明

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

6月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

なお、後ほど修正等がございましたら、事務局までお申し出ください。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項No.1 及び 議案第31号 から 議案第34号 は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項 No.1 及び 議案第31号 から 議案第34号につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、濱谷委員と前田委員にお願いをいたします。

6 報告事項

報告事項 No.1 アクションプログラム2015実施結果について

7 議事事項

議案第31号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（平成27年度版）について

【渡邊教育長】

報告事項の「報告事項 No.1 アクションプログラム2015実施結果について」及び、議事事項の「議案第31号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（平成27年度版）について」は、いずれも平成27年度の事務事業の執行状況に関する議題となっておりますので、これら一括して審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいま申し上げた案件につきまして、一括して審議してまいります。説明を、企画課長お願いいたします。

【古内企画課長】

只今、教育長からお話がありましたように、アクションプログラム2015と議案第31号の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（平成27年度版）につきましては、昨年度の教育委員会の取組の内容についてということで、それぞれが一つはアクションプログラム、もう一つはこのタイトルには出てきませんが、かわさき教育プランの内容についての御説明ということになります。主に、教育委員会では独自に教育プランを策定しておりますので、説明につきましては、まず議案第31号の教育委員会の権限に属する事務

の管理及び執行状況に係る点検及び評価について御報告させていただきたいと思っておりますので、お手元の資料につきましては、議案第31号のこちらの厚いほうの冊子を御用意いただきたいと思います。

最初に表紙をおめくりいただきますと、左側の「はじめに」といたしまして、本報告書作成の目的が記載されてございます。これは法定事項でございまして、同じページの下の点線の囲みに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を掲載しておりますが、要約いたしますと、教育委員会に対し、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出と公表」を義務付け、点検・評価に当たっては、学識経験者の知見を活用する旨が規定されております。

本報告書は、これに基づき、平成27年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況につきまして、本市の教育に関する総合計画である「かわさき教育プラン」の進捗管理を通じ、自己評価を行った上で、大学教授や市民活動団体の代表者等で構成する「川崎市教育改革推進会議」において御意見を賜り、作成したものでございます。

次に、報告書の構成でございしますが、右ページの「目次」をごらんください。

第1章に「教育委員会の活動状況」、第2章に「第2次かわさき教育プランについて」、第3章が「かわさき教育プランの点検及び評価の項目」、第4章に「第1期実施計画の点検及び評価の内容」と続き、最後に、参考資料といたしまして「スクールミーティングニュース」を添付してございます。

ごらんのとおり、報告書の内容はかなりの分量でございまして、別添の資料1概要版に基づき、報告書の概略を御説明いたします。

恐れ入りますが、資料1概要版の1ページをごらんください。

第1章「教育委員会の活動状況」でございまして、ごらんのよう、昨年度の教育委員会会議の開催回数、審議状況のほか、会議以外の活動状況を記載しております。本編に審議案件等一覧を掲載しておりますので、後ほど御確認いただきたく存じます。

続きまして2ページでは、「第2次かわさき教育プランの全体像」といたしまして、プラン全体の構成をお示ししております。本市の教育に関する基本計画である「かわさき教育プラン」は、平成17年3月に第1次プランが策定され、平成27年度から現行の第2次プランに移行しており、また、教育基本法に規定する教育振興基本計画として位置付けているところでございます。この第2次プランにつきましても、概ね10年間を対象期間としており、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標を「自主・自立」「共生・協働」と定め、その実現に向けての具体的な取組を、その下にお示ししておりますが、8つの基本政策に整理しております。

なお、本日、参考資料として、資料2「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン 第1期実施計画」の概要版をお配りしておりますので、参考にしていただければと存じます。

右の3ページ「点検及び評価の項目」でございしますが、第2次かわさき教育プラン第1期実施計画は、ただいま申し上げました8つの基本政策の下に18の施策、さらに53の事務事業を配し、ピラミッド状の図にお示しするように、それぞれを各階層に位置付け、体系的に整理しております。このうち、具体的に点検・評価の項目といたしましては、第2階層の基本政策から第4階層の事務事業までを対象としております。

また、その下の表に評価基準をお示ししておりますように、今年度から、8つの基本政策の達成状況について、5段階での評価を行っております。評価1～3は目標を達成、目標を下回る状況の場合には4又は5の評価を行うものでございます。段階評価につきましては、各事務事業の評価シートとヒアリングの内容から、各部・室長からなる「かわさき教育プラン策定推進本部会議」において判定を行ったものでございます。

それでは、各基本政策ごとに御説明してまいります。4ページ、5ページをごらんください。

基本政策1「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。

なお、本日は、「政策目標」、「達成状況」、「主な取組成果」、「川崎市教育改革推進会議における意見内容」及び「今後の取組の方向性」について、記載内容を要約し、順に御説明させていただきます。

それでは、はじめに政策目標でございます。「「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための基礎を育む」でございます。平成27年度における達成状況は「目標をほぼ達成した」と判定し「3」としております。

次に、昨年度の主な取組成果でございますが、1つ目に、キャリア在り方生き方教育の推進協力校を中心に、各学校の実情に即した取組が始まっております。2点目には、推進協力校では、地域に対する子どもたちの意識の変化や自分の思いを伝える力、他者の気持ちを受け止める姿勢の醸成など、各校の目標に沿った教育的効果が認められている、ということです。3点目に、平成28年度の本格実施に向け、学校に対する理念の周知や関係者への情報提供を行っております。

次に、右ページに移っていただきまして、中ほどの、教育改革推進会議における意見内容でございますが、「キャリア在り方生き方教育は、他都市のモデルとなるような、川崎独自の素晴らしい取組として高く評価する」などの御意見をいただいております。

これらを受けまして、各項目の最後に今後の取組の方向性を記載しております。1点目に、キャリア在り方生き方教育を全校へ展開し、各発達段階に応じて身に付けさせたい力を教職員で共有し、様々な教育活動を通して子どもたちの社会的自立に必要な態度や能力の育成に取り組んでまいります。2つ目が、学校説明会等を活用して理念の周知を図り、保護者等の理解・協力を得るとともに、地域等とも情報共有しながらキャリア在り方生き方教育を推進してまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、6ページ、7ページをごらんください。

基本政策2「学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす」でございます。政策目標は「学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指す」でございます。達成状況は「3」でございます。

主な取組成果といたしましては、1点目、「きめ細やかな指導・学び研究推進校」における算数・数学での習熟の程度に応じた指導について、授業の理解度が増し、生徒からも好意的な反応が見られております。2点目に、ALTの効果として、子どもたちが英語を使うことへの積極性や異文化理解への態度が育成されたこと、3点目に、中学校夜間学級でいじめ・不登校等で義務教育機会を逸するなどの事情を考慮し、既卒者受け入れの見直しを行ったこと、4点目が、学校司書を配置したモデル校における図書の出数増加や学校図書館の活用促進が図られたこと、などを主な取組成果として掲げております。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、「情報機器が発達した現代において、子ども時代に読書習慣を身に着けることは非常に大切である。川崎独自の学校司書を活用して、読書活動の推進を図って欲しい。」などの意見をいただいております。

今後の取組の方向性でございますが、1点目が、これまでの総括を行い、全小中学校で算数・数学について、習熟の程度に応じた指導の体制整備を図っております。2点目が、司書教諭、総括学校司書などの人材活用による学校図書館の環境整備と子どもたちの読書活動の推進を掲げております。3点目、中学校完全給食の全校実施に向けた施設整備と食育の推進、4点目が、新たな情報化推進計画の策定に向けた検討、などに取り組んでまいります。

1枚おめくりいただき、8ページ、9ページをごらんください。

基本政策3「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。政策目標は「すべての子どもがいいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を学校全体で推進する」、ございまして、達成状況は「3」としております。

主な取組成果といたしましては、1点目に、小学校65校で児童支援コーディネーターを専任化し、相談活動等を通じていじめの未然防止や子どもの抱える課題を改善、また、管理職や担任等との連携協力による支援活動を展開し、学校全体で支援体制の構築に努めたこととなります。2つ目に、特別支援教育サポーターが様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して授業中の学習補助や移動介助を行うことで、学級担任がクラス全体の様子を把握しやすくなり、雰囲気落ち着くなどの効果がございました。3つ目が、週1回、看護師による痰の吸引などの医療的ケアを実施、保護者負担の軽減が図られております。4点目が、スクールカウンセラーの相談活動やスクールソーシャルワーカーによる社会福祉機関との連携等を通じて児童生徒の生活環境の改善に効果を発揮しております。5つ目が、スクールソーシャルワーカーの派遣について、区・教育担当の判断により行えるように改め、活用促進が図られたこととなります。6点目、中学生死亡事件を受けての対応として、毎年6月から7月に行っていた「児童生徒指導点検強化月間」に加え、毎年2月を「学校体制振り返り月間」と位置付け、一層の体制整備を図っております。

教育改革推進会議における意見内容でございますが、「児童生徒が抱える課題を解決するためには、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材の活用が必要である。」「基本政策3の事業は、教育プランの基本理念を実現するための重要な取組であり、事業を着実に進めて欲しい」などの御意見をいただいております。

それらを踏まえ、今後の取組の方向性としていたしましては、1点目、児童支援コーディネーターの全市立小学校での専任化の推進、2点目は、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携強化、活用促進とともに資質能力の向上や相互連携の在り方についての検討が課題となっております。3点目、「かわさき共生*共育プログラム」や「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組により、いじめや不登校を生まない環境づくりを推進してまいります。

1枚おめくりいただき、10ページ、11ページをごらんください。

基本政策4「良好な教育環境を整備する」でございます。政策目標は2点ございまして、「スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援するなど、学校安全の推進を図ります。」及び「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善します。ま

た、トイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化、学校施設防災機能強化に向けた取組を推進し、安全・安心で快適な教育環境を整備する。」でございます。平成27年度の達成状況は「3」としております。

主な取組成果といたしましては、1点目、スクールガード・リーダー及び地域交通安全員を配置し、通学路の安全確保、関係機関等と連携した交通危険箇所の解消・改善を図っております。2点目には、学校防災教育推進校による研究推進や「学校防災計画」の策定等、学校の防災力の向上を図ったほか、その他、西丸子小、久末小における校舎再生整備モデル事業、学校トイレの快適化7校、エレベータ2校の設置を完了しております。更に、体育館・格技室の吊り天井の落下防止対策が完了しており、最後に、小杉駅周辺地区における小学校新設にむけた取組の推進が主な取組成果でございます。

教育改革推進会議における意見内容でございますが、「熊本において大きな地震が発生していることから、川崎市においても、学校施設の防災機能強化を着実に推進して欲しい」などのご意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、学校施設長期保全計画に基づく老朽施設の再生整備と予防保全のほか、学校のバリアフリー化や学校防災機能の強化に向けた取組を推進し、安全・安心で良好な教育環境づくりを進めてまいります。2点目に、学齢人口の増加傾向を踏まえ、小学校の新設等により大規模な住宅開発等に伴う児童生徒の増加に的確に対応してまいりたいと思います。

1枚おめくりいただき、12ページ、13ページをごらんください。

基本政策5「学校の教育力を強化する」でございます。政策目標は2点、「学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進する」、「ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高める」、でございます。達成状況は「3」でございます。

主な取組成果といたしましては、1つ目が、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを新たに2校指定、全10校で進めてまいります。2つ目は、各区・教育担当が学校訪問を実施して学校を支援、また、校務支援システムの活用で長期欠席傾向のある児童生徒の情報を共有、早期対応化を模索しております。3点目は、学校と関係機関との連携強化の観点から、区・教育担当が「要保護児童対策 地域協議会 連携調整部会」への出席を常態化し、教育委員会と神奈川県警察本部との間で協定を締結するなど、情報の共有化を促進、体制の充実を図る、などの取組がございました。

教育改革推進会議における意見内容でございますが、「集合研修だけではなく、指導主事が各学校を訪問して指導研修を行うことが望ましい」、「校務支援システム改修に当たっては、教職員の多忙化解消に資するシステムが必要」という意見や、「県費負担教職員に係る権限移譲について適正に事務を行うとともに、より川崎らしい教育が行われるよう、学校運営体制の整備に努めて欲しい」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、学校が抱える様々な課題の解決に向け、各区・教育担当を中心に関係機関と連携し、学校の実情に応じた支援を行ってまいりたいと思います。2点目は、指導主事が学校を訪問し、授業づくりに指導助言を行う拡大要請訪問の充実等、各学校の授

業改善や教育課程編成を支援してまいります。3点目は、円滑な県費移管に向けて取り組むとともに、移管後の学校教育・学校運営体制の在り方について検討を進めてまいりたいと思います。

1枚おめくりいただき、14ページ、15ページをごらんください。

基本政策6「家庭・地域の教育力を高める」でございます。政策目標は、「各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組む。」でございます。達成状況は「3」としております。

主な取組成果といたしましては、1点目、地域の寺子屋を17箇所で開催し、週1回の学習支援と月1回の体験活動を展開し、世代間の交流を通じて地域全体で子どもを見守る仕組みづくりを推進しております。一つ飛ばしまして、3つ目は、行政区と中学校区に設置されている地域教育会議の活動を支援、昨年度は中学生死亡事件をテーマとした討議の中で、各地域が再発防止に向けた意識を高め、活発な意見交換が行われております。

教育改革推進会議における意見内容でございますが、「地域の寺子屋事業は、まさに多世代の学びの場、世代間交流の拠点であり、事業の推進に当たっては寺子屋の理念を保護者と共有していくことが重要」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、地域の寺子屋事業については、地域の団体と連携しながら実情に応じて事業を拡充し、保護者や関係者に対し寺子屋事業の理念や目的の周知に努めてまいります。2番目が、PTAや企業と連携し、活動支援や新たな家庭教育事業の在り方検討を進めるということです。

1枚おめくりいただき、16ページ、17ページをごらんください。

基本政策7「いきいきと学び、活動するための環境づくり」でございます。政策目標は3点でございます。「市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進する」、「社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い、「知縁」と称しておりますが、を促進し、それが新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成する」、「社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図る」でございます。平成27年度の達成状況は「3」でございます。

主な取組成果といたしましては、1、多文化共生、平和人権学習などの様々な講座を開催し、市民の学ぶ機会を提供いたしました。また、市民と協働して事業を企画運営し、市民の自主的な課題解決に向けた取組を支援しております。2点目が、社会教育施設の長寿命化に着手しております。

教育改革推進会議における意見内容といたしましては、「基本政策7が目指す地域づくりや市民の学びあいといった趣旨を踏まえ、講座参加者の推移や受講を機に活動を開始した人の有無に注目して取組を進めるべき。」といった意見や「市民館における講座やイベントの広報にPTAを活用するなどの工夫について」、また「各図書館の特色にあわせた読書活動の充実や学校図書館との連携について検討すべき」とする御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、区役所や関係部局と連携しながら、市民の学習や活動を引き続き支援するとともに、市民の主体的な生涯学習活動が持続的に行われる仕組みづくりの

構築に向けた検討を進めてまいりたいと思います。2点目に、社会教育施設の長寿命化等、生涯学習環境の整備と併せて、市民サービスの更なる向上に向けた民間活力の適正な活用方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、18ページ、19ページをごらんください。

基本政策8「文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」でございます。政策目標は2点、『「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組むなど、文化財の保護・活用を推進する』及び、『博物館施設「日本家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信する。』でございます。平成27年度の達成状況は「3」でございます。

主な取組成果といたしましては、1、橘樹官衙遺跡群の国史跡指定を記念し、史跡めぐりや現地見学会、記念シンポジウム等を開催、市民から多くの関心が寄せられた、でございます。2点目に、市内の文化財を活用し、貴重な復原現場の観覧や、体験型の学習支援を実施するなど、文化財の活用を推進しております。3点目に、日本家園における様々な企画展他講座の開催やかわさき宙と緑の科学館での各種体験活動を通じ、博物館施設に多くの来場者を迎えることができました。

教育改革推進会議における意見内容でございますが、「地元の文化財を保存・活用していくためには、子どもたちとその保護者に興味を持ってもらうことが重要」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、文化財を活かして魅力あるまちづくりを推進するため、引き続き、各教育機関等との連携を通じて、市民が文化財に親しむ機会の積極的な提供と充実を図っております。2点目に、所管博物館2施設の展示内容や広報活動の充実を図り、日本家園の開園50周年にあわせた魅力ある企画開催に向けた取組を進めていくことを考えております。

以上、報告書の概要でございます。なお、本報告書につきましては、このあと、9月上旬の文教委員会に諮ったのち、各区役所市政資料コーナーやホームページ等で公開する予定でございます。

議案第31号の報告書についての説明は以上でございます。

引き続きまして、「アクションプログラム2015の実施結果について」を引き続き御説明させていただきます。

こちら報告事項No.1、「アクションプログラム2015」でございます。報告書の1ページをお開きください。

第1章、「アクションプログラム2015」の取組の下に、1「アクションプログラム2015について」ということで、そもそも、この「アクションプログラム2015」がなぜあるかということなんですけれども、現在は新しい総合計画が、川崎市総合計画として昨年度の3月に策定されたものがございます。川崎市総合計画と現在は名づけております。その策定が、実は平成26年度から始まりまして、平成28年3月の策定に至るまでの間の、年度でいいますと26と、平成27年度の2カ年においては、このアクションプログラムがそれぞれ平成26年度には「アクションプログラム2014」として、昨年度この報告をさせていただいて、今年度は、昨年度取り組んだ「アクションプログラム2015」が、平成27年度における市政運営の基本的な方針として定められたものでありますので、本日は、この「アクションプログラム2015」の報

告とさせていただいているところがございます。

2ページにございますように、アクションプログラムの基本戦略と重点課題と題して、構成イメージとなっておりますが、アクションプログラムでは5つの基本戦略を掲げています。また、基本戦略を推進するために、特に重点的に取り組む事業などを重点課題として位置づけております。中段の基本戦略2、子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりにございますように、教育委員会としては7つの重点課題を位置づけて取り組んでまいりました。本実施結果は教育委員会が所管する「アクションプログラム2015」の、この重点課題の取組結果についてまとめたものがございます。

続きまして、3ページをごらんください。

評価のツールとして活用している、重点課題進行管理シートの見方について御説明をさせていただいたものがございますが、すみません、こちらは後ほどごらんください。改めて5ページをお開きください。

1枚おめくりいただきますと、こちらは重点課題進行管理シートの中に記載しております評価区分の御説明でございまして、事務事業及び重点課題の達成状況につきましては、1から5、これも同じといたしますか、先ほどの教育プランの5段階は、これをモチーフにして新たに5段階評価の段階評価を入れたものがございますが、もとはこちらでございまして。1から5で評価を行い、先ほどの教育委員会所管事務の点検評価と同様、区分1から3は目標を達成、区分4、5は目標を下回るといったこととなります。

次に1枚ものになりますが、その全体の評価をまとめたものがこちらの資料になります。教育委員会の「アクションプログラム2015」結果をまとめてございます。

資料の左に「アクションプログラム2015」実施結果（概要）」となっておりますが、教育委員会の所管事業のうち、重点課題に位置づけられた事務事業は21ありますということが、ちょっと細かく書いてあるんですが、こちらに、その21の事務事業についての結果が書いてあります。

こちらにも、向かって右側にも表がありますが、教育委員会の重点事業の21事業を7つの課題にまとめたものが右側になっております。ですから内容としては同じもの、細かく21事業、それぞれ一つずつ見るんですが、結果をごらんいただきますと、21が全て3の目標をほぼ達成したというところに100%として21事業が全て入っておりますので、このアクションプログラムにおける昨年度の教育委員会の21事業は全て3でありまして、ほぼ目標を達成したものでございます。

目を先ほどの右側に転じていただきますと、表の左やや上に7という数字が入っていますが、これがこの21事業を7つの課題に区分したもので、それぞれ、これは結果が異なると、ここも上から一番左の項目を見ていただきますと、これは4段階になっているんですが、まとめたものが、それぞれ目標を達成しているか否かというところに結果が出ております。こちらは7つに区分したもので、一つ一つが全て上から2段目の目標どおりの成果があったというところで、こちら7つの数の全てが目標を達成しているということになっております。これは、もともとが21事業が目標を達成しておりますので、それらを区分した状況も目標を達成したという状況は、齟齬がないということになっております。

以上が「アクションプログラム2015」でございまして、それぞれの事業につきましては、

先ほどの教育プランの中で触れさせていただいているものと基本的には同じものでございますので、例年、教育委員会におきましては、この教育プランの進捗管理をもって、点検・評価・報告とさせていただいているところでございます。こちら文教委員会において後ほど御説明をさせていただいて、結果が公表されるものとなりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

「アクションプログラム2015の実施結果について」の説明は以上でございます。ちょっと長々と申し上げました。よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

報告事項 No.1 のアクションプログラム2015、そして議案第31号については、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告という形で、今、説明がございました。いずれも評価についての内容でございますが、まず、中身の前に二つの内容について、作り方について何か御質問等がございましたらば、お願いたしますが、この点はいかがでしょうか。

前田委員、小原委員、初めてごらんになるかもしれませんが、いかがでしょうか。構成の仕方についてはよろしいですか。

【前田委員】

非常に丁寧に学校評価というものについて、PDCAサイクルにのっとり、管理シートもまとめてあるなと思いました。

【渡邊教育長】

それでは、それぞれ内容についてですが、どちらも作りは二つございますが、内容的には川崎教育プランに基づいて行われているということでございますので、双方またがりながら御質問、御意見いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

少し区切っていきましょうか。プランのほうの資料の1を基本にしながら、まず基本政策1のところからいきましょうか。このあたりでいかがでしょうか。

【中本委員】

概要版ですか。

【渡邊教育長】

概要版でまず基づきながら、いかがでしょうか。本編のほうでも、もしもありましたら結構ですが。

【吉崎教育長職務代理者】

じゃあ、全体のこといいですか。

【渡邊教育長】

はい。吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

達成状況、全部3ということですね。これは結構だと思うんですが、結局、最後の総合評価という3は、誰が3というふうに評定したのか。

【古内企画課長】

評価につきましては、先ほどのピラミッド図をごらんいただきますように、一つ一つの事務事業から施策、基本政策ということで、最終的に評価を八つの基本政策について行っているんですが、評価自体は53に区分される事務事業の一つ一つについて、これは本編のほうになるかと思いますが、例えば基本政策の1でいいますと、19ページをごらんいただきますと、基本政策の1は施策を一つ持っておりまして、キャリア在り方生き方教育の推進であり、事務事業も一つずつ、例示としては一つ一つなんであまりよろしくないという、見にくいところなんですけれども、事務事業の段階で、まず各所管課が評価を行うといいますか、この評価シートにさまざまな記載をして、進捗状況を含めて、実施状況になりますけど、昨年度の取組を整理いたします。これらの評価シートをもとに、最終的には先ほどの説明の中にもありますが、各部室長が構成員となっております川崎教育プラン策定推進本部会議というものをもっています。そこで、最終的にそれぞれの事務事業から積み上げて、基本政策ごとの進捗状況について各課からは、各事務事業おおむね目標達成の評価をしておりますので、最終的には基本政策についても3でよろしいでしょうかというようなところの提示を行った上で、評価を行っていただいている。誰が決めたかと言えば、ありていに言えばその会議、川崎教育プラン策定推進本部会議の座長は教育長ですので、教育長にお願いをしているところなんですけれども、各部の部長が集まって評議をし、最終的に決めたということです。

【吉崎教育長職務代理者】

言えば、資料に基づいて自己評価ですよ。

【古内企画課長】

さようでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

他者評価ではないんですね。

【古内企画課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

それは前提だということですね。

【古内企画課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

大きく、ちょっと2点だけお聞きしたい、感想となのですが。これを読ませていただきまして、特に概要、資料1ですけれども、中を見ますと、川崎市教育改革推進会議委員というのがいまして、コメントをしてくれていますよね。これ、どれも適切なんです、読んでみたら。つまり構成員がよかったのかどうかわからないんですけど、言っていることが的を射ていると私には思えるんです。

特に二つ、大きく評価してくれていまして、基本政策1のところの、キャリア在り方生き方教育については、他都市のモデルとなるような川崎独自のすばらしい取組であり、高く評価していますと。ここで、まず独自性を評価してくれる。同じことを、寺子屋事業のところの政策の6ですか、基本政策6、15ページのところ、同じように寺子屋事業も川崎独自のすばらしい取組でありと、云々と書いてくれていまして、この独自性を二つ、明確に言っているのです。私も、本当にこの取組の中では特色があるなど、他市と比べてということは、この学識経験者はかなり有名な方で、私は知っているんですが、よく知っているんです、いろんなところの状況が。だから、それと比べてくれたので、自分たちが身勝手に評価しているのではなくて、他市とか他県の状況との比較の中においての独自性を言ってくれたので、非常にこれは適切なコメントだと思いました。

2点目なんです、これは感想です。2点目はこの中で、やはり推進会議の指摘なんです、今後は、ここがやっぱり重要になるかなと私も思っているのは、指導主事のことを書いていたところがありましたよね。何だったかな、ちょっと待ってください。指導主事の研修が必要じゃないでしょうかと言っているの、ありますね。何ページだったか。

【齋藤企画課職員】

13ページです。

【吉崎教育長職務代理者】

13ページでしたか、13ページ。私は、これがポイントだという気がしているんです。なぜかと理由の一つは、若い先生の比率がすごくふえたということと、学校で、やっぱり独自に研修してもらわないと困る。センターだけ集めたんでは、ちょっと無理だと思います、若い先生が多いですから。そこに行くときのアドバイザーとしては、指導主事の役割が今まで以上に大きくなってきている。ですから、そこに適切な助言ができる指導主事のプロがいないと、やっぱり身内だけでやると、どうしても校内研修も甘くなる場所がありますので、そこに対して的確な指導は必要になると。スーパーバイザーですね。

そうすると、指導主事の力量があるかどうかということがポイントになるので、とりあえず今後のような道徳とか英語とか、新しいカリキュラムマネジメントとか、方法としてアクティブラーニングとか、多様なものが今後予想されますよね。そういうときに、指導主事がそれだけの力量を持って、忙しい勤務の中で育成できるかどうかというのは、私はポイントかなと思っています。そのことを言っているのです、これ、13ページですか。指導主事に対する研修

の実施も求められると。ですから、この辺がどれぐらいできているんですかということをおっしゃっているんだと思うので、できたら芹澤所長からもコメントをもらえたらと思います。

【渡邊教育長】

所長、いかがですか。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

おっしゃるとおりです。まず一つは、今の次期学習指導要領に向けて、今、大切な時期であり、特に8月に審議のまとめが出されまして、まず全体像を指導主事が把握しているかということが、一つ大きな問題になっております。

それで次の次期指導要領では、教科横断的な問題、あと学校間の接続の問題、二つのポイントがありますので、やはり、どうしても今、センターの業務を見たときに、個別のところは徹底してやっているんですけれども、それは全体として川崎の教育像というところまで見ないと、教員は動かないという認識があります。そこが今、センターの一番の課題であると認識しておりますので、例えば、キャリア在り方生き方教育を、各教科の専門家としてどう考えていくか、情報・視聴覚として、どう考えていくとか、それから、それとどこ連携していくか、その辺を示さないと、学校に例えば連携しろとか話しても、連携できないと思いますし、また、そこで川崎の教育の閉塞感が生まれてくる可能性があります。

また、区教育担当等の問題もあります。やはり今、双方連携してやるということが、今、必要だと思っておりますので、今、吉崎委員もおっしゃいましたように、一つ大きな枠の中で指導主事の研修というものを考えていく必要があるということをおっしゃって、その辺について、やはり個別の力量とともに市全体としてどう考えていくか、それから、その中で自分がどう役割を担っていくかということは、しっかりと研修等を行う中で詰めていきたいと考えています。

【吉崎教育長職務代理者】

今の指摘で結構なんですけど、もう一つ言うと、今、チーム学校ということをおっしゃって、学校と家庭と地域がどうやって一丸となって子どもを育てていくか、地域でと言われているように、指導主事も専門性の国語とか英語とか数学だけではなくて、今、言ったように教科横断的、それから新しい取組としての関連性、小中の連携とかいろいろあります。だから、そういう今までの自分の専門性だけではなくて、少しつながりですか、そういうものの中での研修のあり方というものも考えていかないといけないと思うんです。その辺のところは、今後必要かなと思います。これは感想ですが、今後の要望ということなんです。

【渡邊教育長】

この辺、学校教育部のほうから何か、同じ指導主事でもありますか。

【小田嶋学校教育部長】

区の教育担当のほうは、今、まさにおっしゃったようなオールマイティー、オールラウンドな力が求められる部分があって、学校の要請に応じてもそうですし、状況に応じて学校に行くと、

教員を指導する場面というのが非常に多くあります。詳しい状況は前田委員が区の教育担当でいらっしやって、ずっと見てきていただいていますのでよくおわかりだと思うんですが、特に初任者、若手二、三年目の若手教員、また臨任非常勤に対しての研修ということで、年間で計画的に回りながらやっています。ただ、本当に教育課題がどんどん新しくなってくる中でそれぞれの専門性もあるんですが、さらにその新しいものに対する知識ですとかをしっかりと調べてくる必要があるということで、毎月1回、担当課長指導主事会議の中で必ず研修を行うようにしていますので、今までですと、いろいろな課題に対する研修というのが計画的に組んでいる部分があったんですが、昨年度から今年にかけては、今、例の中学生死亡事件の再発防止に向けての共感的理解に基づくチーム支援ということで、その部分での事例研修のことをしっかりと身につけようということで、今はそこを集中的にやっておりますが、今後、新しい指導要領等のことも視野に入れながら、必要な研修をやっていきたいと考えております。

【渡邊教育長】

川崎の場合は、今、お話があったように総合教育センターと、それから区の教育担当、それぞれの指導主事が角度違うところから学校支援なり指導を行っていますので、それを、今後さらに充実させていけるということで取り組んでいただければよろしいのかなというふうに思っております。

【前田委員】

私も区担当で5年間ずっと学校に入っていました、やはり最低でも区の中の学校に最低3回、年間にです。授業は、やはり私、幸区は高校までありましたけど、小中高あわせて200ぐらい授業を見ていましたので、かなり細かく若手の授業改善とか、また校長先生の学校経営とか、そういうことにかかわっておりましたので、川崎の区担当制と教科のというのは、よく支援ができていないんじゃないかなと。

ただ吉崎委員がおっしゃったとおり、私も今、新学習指導要領で話題になっているアクティブラーニングだとか小学校の5、6年生の英語の問題、それから道徳の教科化、いろんな、指導主事も自分の教科は専門なので勉強をやれると思うんですけど、それ以外のものの負担がすごく大きいようにも見えるんです。

そうすると、そういうものを今後、この推進会議における現内容を読ませていただいても、指導主事に対する研修ももちろん大事なんだけど、そういう担当者というんですか、しっかりそういう指導主事を配置しないと、教科があっても、もう一つどころか二つも三つも一人で兼任するには、やっぱり限度があるのかな。そうすると、新しい学習指導要領において川崎の子どもをこういう子どもに育てたいという、この前の総合教育会議でも出たものを推進するためには、やっぱりそういう部署なり人材なりを新たに付けないと、なかなか推進していくのは難しいのかなと、そんなことを吉崎委員のお話を伺いながら感じました。

【渡邊教育長】

今までのところで、ほかの委員さんいかがでしょうか。

【濱谷委員】

このところで英語がしょっちゅう話題にはなるんですけども、小学校の中の英語が、やっぱり本当に入ってきた段階では、大分戸惑うというか、小学校の先生方そのものが戸惑うかなという気がすごくするし、あと学校によっては、学年のクラス数がものすごく違うじゃないですか。小規模な学校は1クラスか2クラスしかない、要するにその学年の先生が二人しかいないとか、一人しかいない場合があるので、もう本当、全体で、みんなでやるというか、みんなで取り組むという方向にしないと、それを乗り越えていくというか新しいものに取り組んでいくのには、すごく大変なことじゃないかなというのは想像でしかないんですが、思うのと、あと、やっぱり中学校と小学校の連携みたいなのを深めていくしかないのかなというのを、すごくこのところで指導要領が変わることに関する意見を文科省もあちこちに求めているんですけど、そういう中でも、どこの市でも小中の連携みたいなのを上手にやっていっているところは、今までこうやっているから、そこからスタートすれば大丈夫みたいな意見も結構聞こえるので、幾つかの小学校が中学校に上がっているわけで、その中学校区でまとまるというか小中の助け合いみたいなのがうまく活用できると、小学校の先生方も初めて取り組むことに助けてもらう部分が結構あると、進んでいくかなという部分がすごく思うので、うまくその辺ができるといいなというのが、ちょっと気になりつつ、指導主事の先生は本当に大変だろうなというのが、ちょっと思います。

【渡邊教育長】

佐藤理事のほうで、何か小中連携の現状といいたいでしょうか、どのような状況でしょうか。

【佐藤教育改革推進担当理事】

この間、小中連携の会議を開きました。小中連携の体制そのものは七、八年の経緯がございまして、体制は大分整っているところなんですけど、具体的にいろいろな話をすると、例えば不登校の数が減っていないだとか、やはり中1になったときのギャップを感じるとか、そういうことはまだまだ解消されていないことがあり、もう少し、しっかりとその部分の問題を解決しなくてはならないということが出てきたところです。

それと自分自身の経験から話をさせていただくと、やはり事故とか生活指導の対応ではなくて、授業の共有ができないとなかなか小中連携はできないかなと感じております。ですから自分が学校現場にいたときにも中学の先生が授業研などに参加してくださり、小学校でこういう勉強をしているんだということを理解していただき、授業を大事にしていることを柱にして、中学の校長先生と連携をとりながら子どもの情報交換が随分できていました。

このようなことから、小中連携を通して解決できています。自分の担当にも小中連携がございまして、そういう視点から、さらに強化していきたいと考え、取り組んでいるところでございます。

【渡邊教育長】

小原委員はよろしいですか。この点はよろしいですか、何か御意見あれば。

【小原委員】

ちょっとALTの話がさっき出ていたんですけど、何ていうのでしょうか、ALTも必要だとい
うのがあるんですけど、今ちょっと、この間小学生と話をする機会があつて、そこでちょっと聞
いた話で、学校ではないところで英語を習ってきている子どもたちがいて、学校の中でそのギ
ャップが激しいというのがあるみたいです、子どもたちにとって。要するに英語の教室で習っ
てきて学校で外国の先生とというか、ALTの方と話すということは、習ってきた子はすんなり話
せるという状況なんですけれども、それを行ってきていない子どもたちは、それを見て戸惑っ
てしまうというような状況があるみたいです。

これは、多分ほかの教科でも、それは出てくるんであろうけれども、なるべく、何ていうので
しょう、最初から差がついてしまっているところはあったとしても、その状況で子どもたちが嫌
いにならないような、何か配慮は少ししていかなければいけないのかなというふうには感じてい
ます。

【渡邊教育長】

中本委員はいかがでしょう。

【中本委員】

この評価と報告書、目にするたびに思うのは、先生のモチベーションなんだか、さまざまな案
件を解決している現場のエネルギーというんですか、それもう本当に先生の個々の中に宿ってい
て、仕組みは仕組みで大切なんですけど、やっぱりより教育を推し進めていこうという現場の、
何ていうのですかエネルギー、それはもう非常に学校を訪れるたびに感じます。

何かこう、全然違う話なんですけど、頑張っている先生を褒めてあげる仕組みはないかなと、
今、ずっと考えていました。頑張っている先生に、よくやったねって肩叩いてあげるような、そ
れは変な話、先ほどもお話がありました、中学校の先生が小学校で授業を見ているなんて、これ
もうどれだけモチベーションが上がるか、この授業、小中連携というところに、うちの校区の中
学校の校長先生が来てくれているというだけで、それはもうどれだけその小学校の職員室の中
のモチベーションが上がるかということを考えると、何かすごく未来があるような、実際に行っ
ている先生たちを知っていますので。

繰り返しますが、実際現場で確実に前に進んでいるのは、本当に職員室の中のモチベーション、
それを点数で評価で3というのもいいんですけど、そうじゃなく、職員室に行って、よくやりま
したねと言ってあげられるような、何か評価の仕方はないの。僕は給料を倍にしてやっていいと
思っているんですけど。そのぐらい大変なことをやっていますので。ちゃんと書いてくださいね、
議事録に。それを何か一つ、ちょっとこう気持ちの中で込めて報告書をつくると、いろいろな励
ましになるんじゃないかなというのは思いました。

【渡邊教育長】

こちらの点検・評価は行政の事務事業、施策の点検評価が中心ですので、細かな学校の取組が、
なかなか書きあらわしにくい面はあるかもしれませんが、ただ、今、言われたようなことは指
導主事などを通じて、学校よくやっているよというメッセージをしっかりと発信していくこと
は大事になるでしょうね。

【吉崎教育長職務代理者】

いいですか。それと同じことが、今、中本委員が言っていることと同じで15ページですね、この概要の。この教育改革推進会議のメンバーが言っているのは、川崎市では他の自治体と比べてPTAが活発に活動していると感じられるため、PTAの活動も何らかの形で評価されるとよいという。これ同じことで、この実態はどうなんです、逆に。小原委員のほうがよくわかっているのかなと思うんだけど。これは、こういうことは事実ですか、やっぱり。

【小原委員】

加入率に関しては、川崎市は隣の横浜、東京から比べたら、はるかに高いです。ほぼ100%だと思っています。私がいたときの話ですよ、何年か前の話で。今、附属中学校ができたので、そこがどうなっているのか僕はあずかり知らない話なのでわからないのですが。私がいたときには100%の加入率ではありました。県のPTAさんとかそういうところと、川崎市が政令市なんで同じ取り扱いになるんですけども、川崎市の特徴は研修が多いということです。PTAの研修は県と比べたらかなり違います、差があります。特にICTに関しては、多分、全国でも珍しいんじゃないかと言われるぐらい1年に1回やっているというのは、かなり珍しいです。

そういうことも含めた上で活発に活動しているといえば、確かにそれは言えるのかなというふうに考えています。この中に評価されるとよいと書いてあって、その事業を行う際の周知は情報提供等にPTAを活用するというふうに書いてあるんですけども。これ多分、既に始まっていて、中学校給食の周知とかはPTAの広報紙を使って、今、どういう状況ですよとか、中学校給食ってどんな感じですよとかというのをやっているはずですよ。一回に10万部で、年間3回、保護者に子ども経由で届くものですから、それはそれで上手に協力をしていけば、少なくともホームページとかそういうところに載せるよりも確実に届くツールではあると考えています。

【濱谷委員】

すごいですね。全家庭に届くね。

【小原委員】

子どもが途中でなくさなければです。

【渡邊教育長】

これは何らかの形で評価されるとよいという、そういうすばらしい取組をしていることに対しては、どういうメッセージを送っていけばいいのでしょうかね。

【吉崎教育長職務代理者委員】

表彰というのがありますよね、文科省の。

【濱谷委員】

文科省の表彰ね。

【吉崎教育長職務代理者委員】

もっと日ごろからの。

【濱谷委員】

もっとありましたよね、川崎。

【小原委員】

毎年、文部科学省の表彰と日本PTAの表彰と神奈川県表彰はありますので、毎年何らかの形でどこかの学校が入るとい形です。また、文部科学省の表彰とかは神奈川県での審査をするので、川崎市内で審査をして、さらに神奈川県で審査をして、最終的に文部科学省の表彰というのが出てきますけれども、僕がいたころは、かなりの確率で川崎市のPTAは文部科学省表彰に入っています。だから、それなりに活動の評価をされていると思っています。ただ、なかなかそういう活動の評価というのは伝わりづらいものがありますので、目に見えない部分ですが、活動自体はかなり評価が高いと思います。

【中本委員】

各基本政策の中で表彰状をつくったらどうですかね。ちゃんとできたところに教育委員全員で行って、手渡ししてあげるといことをするとか。あんまり付録ですばらしいものはあれですけど。みんなで行ってあげて渡してあげるみたいな、PTAもそんなことになったら、もう本当にみんなすごい興奮すると思うんです。

【渡邊教育長】

頑張っている先生やPTAの皆さんにそういうメッセージをうまく届くようにしていきたいですね。

【中本委員】

そうですね、はい。もちろん、これも大事ですけど。

【渡邊教育長】

いろんなところから政策、今、ごらんいただきましたけど、また、ほかのところでも御意見等ありましたらば、お願いします。

【小原委員】

一つ、よろしいでしょうか。

【渡邊教育長】

はい。

【小原委員】

校務支援システムが意見に出てきていたんですけど、13ページ。教育改革推進会議の意見としてなんですけれども、これ一つだけ確認させてほしいのは、校務支援システムは校務系だけで稼働している状況ですよ。要は、佐賀県で校務支援システムと学習系のシステムが一緒になって一体化したシステムが、情報が漏えいしたということがありまして、学習系と校務系を一緒にしているとかなり危険度が高いということがあって、その確認が一つ。その辺はいかがでしょう。

【渡邊教育長】

これはもうおっしゃるとおり、教育系と校務系はケインズ、サイنزという二つのものがありますので。全く別のシステムでやっていますね。

【小原委員】

ということは何ていうのでしょうか、学習系みたいな形で子どもに、この間ちょっとどこかの新聞で読んだのは、子どもに立ち上げるときのパスワードを教えたとかというのがあるというのもあったんですけど、それに関しては、別にさわるところはないということですね、先生と子どもで。

【渡邊教育長】

子どもが校務支援システムのほうをさわるとは、一切ないです。

【小原委員】

そうすると、そこの部分は安心だということですね。あとは、そのシステム自体がインターネットに接続しているかどうかですよ。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

校務支援システムにつきましては、今、川崎には学校には三つのシステムが入っているんです。一つは、校務支援システムという形でクラウド上で成績等、学務を当てるシステム、それからケインズといいまして、センターにホストコンピュータがあり、そこで学習を支援する、これにつきましては、インターネットにつながります。

しかしながら、前、イスラム国の画像がありましたよね。そういうのは全部フィルターがかかっておりますので、自由に触るとはごさいません。それからもう一つは、今、県費移管の問題になっております、要するに出張などを扱うイントラが入っておりますので、この三つが入っております。子どもが使えるのは、その学習系のケインズのシステムですので、そこからサイنزのほうとかイントラのほうに入ることはできませんので、実際問題は、それぞれ閉じてますので不可能です。それから、インターネットにつながるというのはケインズはつながりますけれども、フィルターは相当強くかかっておりますし、あともう一つは、今、技術家庭でUSB等でやるときもありますけれども、そこに対してもウイルスチェックは非常に厳しくかかっておりますので、まずそれもごさいません。ですから、そういうところでは二重三重の輪をかけて対応しておりますので、心配はないと思います。

【渡邊教育長】

しっかりとしたセキュリティがあるということですね。

【小原委員】

インターネットでつながっていると、校務のシステムはインターネットでつながっている場合は、インターネット経由で入ることは不可能ではないというのが普通の解釈なので、それが、そこが繋がってないというかイントラネットになっているということですね。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

はい。

【小原委員】

はい、ありがとうございます。

【吉崎教育長職務代理者】

中学1年生の痛ましい事件などがありました関係で、いろんなものが進んだと思うんですが。教育委員会と市役所の関係部局との連携です、こども部局とか。その連携がどのようにうまくいったのか、そのことによってどういう効果が生まれたのかは、アクションプログラムを見たほうがいいですか。どれを見ていいのか、ちょっといろいろ見たんですが、ちょっとわかりにくいんですが、どれを見たらいいでしょうか、評価としては、連携です。教育委員会と市役所の関連部局との連携の評価。連携に対する評価は、どここのところを見たらいいんでしょう。

【渡邊教育長】

基本施策の。

【吉崎教育長職務代理者】

基本施策ですか。

【渡邊教育長】

5でしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

基本施策の5ですか。

【渡邊教育長】

主な取組の成果のところ。

【古内企画課長】

触れたのは要対協への出席を常態化したとかというあたりが、多分そこに触れると思いますが。評価とまでおっしゃるものについて、何か的確な記載があるかないか、ちょっと調べたいと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

これは神奈川県警ですよ。私が特に注目しているのは、市役所の関連部局との連携。こども部局とかいろいろありますよね、こういうもの。そこが結構重要になってきていますよね、いじめの問題を考えたり、いろんなことを考えるときに。

【渡邊教育長】

要対協というのは、いろいろそういう関係するところが入っているものですよ。

【古内企画課長】

そうですね、はい。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、そうですか。ただ、ここに、こういうこともあるんです。17ページ、基本施策7のところ、今後の取組について区役所や関連部局、これ関連部局は市役所の関連部局だと思うんですが、と連携しながら云々と書いてますよね。こういうことも含めて関連部局との関係というのは、教育委員会としてはどう考えていったらいいのかということなんです。

独自に教育委員会としてやる部分もあるでしょうが、市役所の関連部局、特に福祉とかいろんな問題等の部局があって、今の子どもの貧困の問題とか、それからいじめ、不登校の子どもの問題とか。私が特に心配しているのは、子どもの貧困という家庭の置かれている状況。これは教育委員会だけの問題で済みませんよね。

【古内企画課長】

その中に実際は。

【吉崎教育長職務代理者】

どこで、どうやって見たらいいのかなと思って探してた。

【古内企画課長】

実際はないんですが。現実の市役所のシフトとしては、ことし機構改革がありまして、こども未来局。

【吉崎教育長職務代理者】

こども未来局が。

【古内企画課長】

はい。今までは市民・こども局の中にこども本部という局相当の組織がありましたが、ことしからはこども未来局に再編、整備されている中では、基本的に今、吉崎委員がおっしゃられたような、特に子どもの貧困などはそこを中心に教育委員会、保健や健康福祉等をそこに結集しながらという組織図にはなっている。

【吉崎教育長職務代理者】

なっていますよね。

【古内企画課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

その評価って、どこに聞いたらいいですか。

【古内企画課長】

そうですね。

【吉崎教育長職務代理者】

組織ができたのはすごくいいと思うんですが、今の問題、教育の子どもの貧困とか家庭の困難状況を、給食もそうなんだけど、これは教育委員会だけでとどまる問題ではなくて、市としてどういうふうに、そういう家庭の置かれている状況と、福祉とかそういう保健部局とかとの連携でしよう、まさに。その中で行われることでしょう。だから、それはすごく大きなテーマだけど、評価しにくいですよ。それはどう考えたらいいのかなと思ったわけ。教育委員会だけの問題だとは思わないですけど、でもすごく重要なテーマでしょう、教育委員会にとっても。

【古内企画課長】

特に国も、その貧困対策については大綱を策定して取組を本格化するように、国と地方でそれぞれ役割分担を定めているということがあって、四つの柱のうちの一つが、教育の支援という部分を打ち出しています。ですから教育は教育として考えるべきことはありますが、ほかの四つのうちの一つは、特に生活の支援があったり、就労の支援があったりしますので、やはりそのうちの一つ、教育の支援は教育が頑張っていけないといけないと思いますが、その中でも学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策という文言表現がされている中では、学校を中心とするところを捉えるのか、中心としたプラットフォームとしてさまざまな展開をしろというところを重要に捉えるのかはあるかと思うんですが、少なくともおっしゃるように、連携をしながら教育委員会は教育委員会、教育施策だけで済むものではなくて、連携の上に適切な対策を施せというのが方向性としては打ち出されたのだと思います。

【渡邊教育長】

これでいきますと、まず市のほうの。

【吉崎教育長職務代理人】

アクションプラン。

【渡邊教育長】

アクションプログラムがありますよね。基本戦略というのが2ページに並んでいますけれども、この基本戦略の2のところ、青少年を地域で見守る取組とかというのがありますね。その上にも、この当時はこども本部という組織名ですね。

【吉崎教育長職務代理人】

今、変わっているんですね、未来こども。

【渡邊教育長】

このあたりが、今、かかわっていた中身ではないかというんですね。今、企画課長から話がありましたように、子ども施策を総合的にまとめるのがこども未来局という位置づけが、今、なされていますので。吉崎委員からの御質問で、どこがその評価・点検を行うのかということになれば、こども未来局が中心的な立場になるということでしょうね。

【吉崎教育長職務代理人】

そうですね。

【渡邊教育長】

それから最初にお話があった、具体的に教育と今の関係機関の連携のどこで行われるかという話になりますと、川崎の場合には区の教育担当が区役所に拠点を置いているということで、昨年度まではこども支援室という組織で、今度、新しい組織名になりましたけれども、保健福祉関係と大変密接な連携が図りやすい環境もありましたので。具体的にはさっきの要対協も含めて、そういった関係部や課が連携をとるということがよかったんじゃないかと思います。

前田委員もそのあたり、区にいらしたところ御経験されているかと思います。もしよろしければ。

【前田委員】

いろいろなそういう虐待の問題とか、いじめとか、区のほうへ来ればすぐに、すぐ隣がそういう課ですので、1対1ですけれども、即連携がとれていましたので、そういう意味では、すごく区の中にあることが動きやすかったと思います。早い対応ができたということです。

【渡邊教育長】

こういうのは他都市になかなかない、川崎の強みになっているように思うんですけれども。

【前田委員】

はい。とても心強いと、校長先生方はおっしゃっていました。

【濱谷委員】

いいですか。今、区のほうも何か大分変わったじゃないですか、機構が。今まであった区の中の指導主事さんやら保母さんやら一緒にいらっしゃったあそこの辺はどうなったんですか。

【西教育次長】

そこは基本的に、今、名称は地域みまもり支援センターということで、名前は前のこども支援室から変わってきたんですけれども、それよりも中の、今までの役割分担が大きく変わったということは全くないですね。そういう意味では、今までと同じです。

【濱谷委員】

その、地域みまもり支援センターに指導主事さんもいらっしゃるということですね。

【西教育次長】

はい。

【濱谷委員】

それから、何か保母さんが何人かいらっしゃったり、いろんな方が。

【古内企画課長】

保健師さんであったり保育士さんであったり。

【小田嶋学校教育部長】

地域包括ケアシステムの中で、各区の地域みまもり支援センターに、地域サポート担当の専門職がありますが、教育の指導主事は学校地域連携担当という形で入っていて、そういった専門家が今回のようなチームを組んだ中で、随時今まで以上に連携を深めています。それを統括するのが、本庁のほうの健康福祉局のほうであって、そこへの併任が私、学校教育部長と指導課長と企画課長が併任がかかっております。

【吉崎教育長職務代理者】

併任になっている。

【小田嶋学校教育部長】

そこで全体的な動きの確認とか調整とか課題について、また確認合って下におろしていく。あと区の教育担当が集まる担当課長会議でも、各区での課題等が出てきたときに、我々を通じて本庁のほうでまた集約できるような形になっています。まだまだ今年から始まっているものなので、きょうのこの報告は昨年度の形としてのものなので、来年度の報告には、何らかの形でそれが出てきます。

【吉崎教育長職務代理者】

出てくると。

【古内企画課長】

確かに昨年度の報告の中では、なかなか貧困という切り口ではまとめられていません。というのは、昨年の方向性を決めたのは、その前の年でしたので。そのときに、じゃあ貧困問題がなかったのかといたらそうではないんですけども、ことしから改めて貧困に関しても、実はきょうの午前中も教育委員会も出席をして貧困対策、ようやく緒に就いたというか、進められたという時点が現在です。

ちょっとつけ加えてこの中との関連でいいますと、教育施策の中でも例えば福祉関係との連携についてはS S Wの配置ですとか、当然経済的な支援については就学援助ですとか、そういった金銭面での対応、高校においては就学の継続と、言ってみれば自立支援などがこういった中にある。さらに自立支援の切り口でも教育委員会はなかなか出しにくいんですが、まさにキャリア在り方生き方教育、子どものころから将来の自立に向けた取組を教育委員会は息長くやっていくんだというものも含めて総合的に既存の施策を貧困対策としては、ちょっと取りまとめていって教育ではこういうことをやっていますということは申し上げているところではございます。

【吉崎教育長職務代理者】

大分よくわかるようになってきました。来年にいつてるということですね。

【古内企画課長】

そうです。それをもって今度は、新たに貧困対策という視点を設けるかどうかをちょっと検討して参りたいと。

【渡邊教育長】

そうですね。

【古内企画課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

大分わかるようになりました。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

はい。

【渡邊教育長】

何か金子部長、あるでしょうか。こども支援室長のお立場で前いらして、その立場から何か、今、吉崎委員からお話があった連携で何か御意見等がありましたら。

【金子部長】

昨年は保育園部隊が区役所だったんですけど、それもこども未来局のほうに入って行って、組織が複雑にちょっとになっているのもあるんですけども、専門職は専門職として固めて地域に入っていくということなので。基本的には地域と学校がこれからは連携していくという中では、区役所も連携できていけばと。それを見越しての組織再編というふうに考えているので、そこに区担とかも学校をどう連携させるのかという重要なポジションにいるのではないかなと。

【渡邊教育長】

別の視点でまだございましたらば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

はい、濱谷委員。

【濱谷委員】

今、いろいろ伺って、組織が大分変わって、これからそれが機能して行って上手にいくと、すごくいいなというふうに。生まれてからずっと地域みんなで見守り育てていくような、みんなが見ているよみたいな感じのシステムになっていっているのかなというのが、すごく思います。ですから、その中にある小中や何かが、やっぱり上手に連携していけると、もっとスムーズにいろんなことがいくなというふうに、ちょっと思いますので。いい方向に行っているなど、頑張らないといけないところなんでしょうけれども、皆さん大変でしょうけどよろしくお願ひしたいなというふうに、すごく思いました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんはよろしいですか。

それでは、たくさん御意見を頂戴いたしましたけれども、改めて採決を行わせていただきたいと思ひます。

まず、報告事項 No. 1 についてですが、承認をしてよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 1 は承認といたします。

続きまして、議案第 3 1 号についてですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第 3 1 号は原案のとおり可決いたします。

議案第 3 2 号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 3 号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 4 号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

では、次のほうに移らせていただきます。

では続きまして、「議案第 3 2 号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 3 3 号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 3 4 号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これらはいずれも施設の使用料金等の改定に関するものでございますので、ただいま申し上げます、議案第 3 2 号から議案第 3 4 号まで一括して審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、一括して審議を行ってまいります。

まず説明につきまして、庶務課担当課長、生涯学習推進課長にお願いをいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第 3 2 号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例、議案第 3 3 号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例及び議案第 3 4 号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。これらの議案につきましては、いずれも施設の使用料等の改定に関するものでございますので、一括して御説明申し上げます。

はじめに、今回の条例改正につきまして、生涯学習推進課長から御説明申し上げます。

【池之上生涯学習推進課長】

それではお願いいたします。それでは、お手元の教育文化会館、市民館、及び有馬・野川生涯

学習支援施設の使用料の見直しについて御説明申し上げます。

資料のほう、A4横の資料をごらんになりながらお願いいたします。

このたび市が提供している公の施設の維持管理、運営や行政サービスに関してコストの見える化を図り、利用される方とされない方の負担の公平性、公正性を確保する、いわゆる受益と負担の適正化を図るため、平成26年7月に策定、公表されました、使用料・手数料の設定基準に基づき、教育文化会館等の使用料の見直しを行うものでございます。

はじめに、資料の上段、右側の現在の実績と受益者負担割合をごらんください。使用料・手数料の設定基準では、公の施設を施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて公共関与の必要性や収益性をもとに標準的な受益者負担割合を定め、現在の受益者負担割合との比較を行い、乖離がある場合には、見直しを行うことをしております。

教育文化会館、市民館及び有馬・野川生涯学習支援室に係る標準的な受益者負担割合につきましては、これらの施設が市民が日常生活を営む上で欠くことのできない施設ということなどを踏まえ、25%に位置付けられ、平成25年度及び26年度の決算額から算出した現在の受益者負担割合は18.5%となり、標準的な受益者負担割合との間に6.5%の乖離が生じておりますことから、今般見直しを行うこととしたものでございます。

次に、資料の中段、使用料の見直しについての枠の左下、使用料の値上げ幅についてをごらんください。このたびの見直しに当たっては、使用料・手数料の設定基準におきまして、標準的な受益者負担割合と現在の受益者負担割合との間に大幅な乖離がある場合であっても、値上げの際は現行単価の1.5倍を超えない額とされているところですが、特に公の施設については住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置しているものであることから、受益者負担の適正化を図りながら、利用者への影響を最低限に抑え、民間や周辺自治体の同種、類似使用料との均衡等も総合的に考慮し、今回の改定においては現行使用料の1.1倍の改定とするところでございます。

次に、中央の改定イメージと改善見込をごらんください。高津市民館の大ホール、多摩市民館の大会議室、有馬・野川生涯学習支援施設の調理室を例に、表の左側には現行の使用料を、右側には改定後の使用料を記載してございます。なお、使用料改定後の受益者負担割合を試算いたしますと、20.3%になるところでございます。今後もコストの縮減努力を前提としつつ、施設の運営状況、物価の変動等の動向を踏まえ、受益と負担の適正化の観点から継続した見直しが必要であり、使用料の改定を含めた見直しにつきましては、概ね4年ごとに検討していくこととしているところでございます。

次に、資料の下段の今後のスケジュールについてをごらんください。

このたびの見直しでは、教育文化会館、市民館、有馬・野川生涯学習支援施設以外にも、とどろきアリーナ、スポーツセンター、余熱利用市民施設等も見直しの対象となっており、いずれの施設につきましても、平成28年第3回市議会定例会に条例改正議案を提出する予定でございます。

議会の議決が得られれば、市政だよりやホームページ等を通じて市民の皆様方に見直しの内容について周知、広報を実施し、平成29年4月1日から新しい使用料に移行する予定でございます。なお、参考資料として、平成26年7月に策定、公表されました使用料・手数料の設定基準を添付しておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案にお戻りください。

今回の議案の三つの条例は、それぞれの施設の目的、設置、事業、使用料等に関し必要な事項を定めているものでございます。

はじめに、議案第32号、川崎市市民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。制定要旨でございますが、市民館の使用料を改定するため、この条例を制定するものでございます。

続いて、6ページをごらんください。改正の内容について新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。改正は、第11条関係の別表について各施設の使用料を1割増額した金額に改めるものでございます。

また、10ページをごらんください。備考第1項につきましては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴することが定められております。また、備考第2項につきましては、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴することが定められております。

今回の改正に伴い使用料が100円単位から10円単位となりますことから、休日に使用許可の時間を超えて使用する場合には1円未満の端数が生じるため、その取り扱いについて規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を平成29年4月1日とし、第2項は経過措置として、この条例の施行の際、現に使用許可を受けている者の使用料については、改正前の使用料によるものとするものでございます。

続きまして、議案第33号でございます。川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の4ページをごらんください。制定要旨でございますが、教育文化会館の使用料を改定するため、この条例を制定するものでございます。

続いて、5ページをごらんください。改正の内容について新旧対照表で御説明いたします。改正の内容は、市民館条例と同様に第11条関係の別表について、施設の使用料を1割増額した金額に改めるものでございます。

7ページをごらんください。備考第2項でございますが、こちらも市民館条例と同じ理由から、一部の使用料について1円未満の端数が生じるため、その取り扱いについて規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。附則でございますが、続けて3ページにまいりまして、議案第32号と同様に、第1項は施行期日について、第2項は経過措置について定めております。

最後に、議案第34号、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。制定要旨でございますが、有馬・野川生涯学習支援施設

の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものでございます。これは、有馬・野川生涯学習支援施設の利用料金につきましては、条例の別表に定める金額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることとしておりますことから、その上限額を改めるものでございます。

3ページをごらんください。改正の内容について新旧対照表で御説明いたします。

改正は、第9条関係の二つの別表について施設利用料及び設備利用料を1割増額した金額に改めるものでございます。また、別表の1施設利用料の表、備考第1項でございますが、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とすることを定めており、今回の改正に伴い、利用料が100円単位から10円単位となりますことから、窓口での施設利用料を10円単位での徴収とするため、10円未満の端数の取り扱いについて規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、第1項は施行期日を平成29年4月1日とし、第2項は経過措置としてこの条例の施行の際、現に利用許可を受けている者の利用料金については、改正前の利用料金によるものとするものでございます。

以上、これら三つの条例案につきましては、9月に開催される第3回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上、議案第32号から第34号までについて御説明申し上げました。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

【渡邊教育長】

三つの議案について、今、説明がございましたけれども、どちらからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

資料1の最初の資料見直しの根拠ということで。これを見ますと、使用者負担というのが25%というのが、これが基準だというような。これはどこの基準なのかということが一つ質問です。現在、そのことを考えると6.5%の乖離があるということで、それを受益負担者に割り当てると、実際は1.4倍にしないといけないんですけども、今回は利用者への配慮を考えて1.1倍にするということですね。その根拠は何かと。二つの根拠について説明いただけますか。

【池之上生涯学習推進課長】

それでは、初めの御質問でございますが、お手元に配付してございます、財政局が出している使用料・手数料の設定基準、コストの見える化という視点でこの冊子が出たところですが、こち

らの6ページをごらんください。

なぜ25%なのかというところがございます。表の非市場的、市場的と上と下にあると思うんですが、まずこの表自体をよく見ていただきますと、細い点線が入っていて、中が9分割されております。視点は市場性ということで、民間に同種または類似の施設があるかないかというのが上下の動きでございます。

下に来れば来るほど、民間に同じような施設がないということがございます。横の動きでございますが、公共関与の必要性という日本語のほうが少しわかりやすいので、公共関与の必要性ということで、左に寄れば寄るほど、公共が担うべき分野だと判定されるものがございます。市民館、教文についてはどこに分類されたかといいますと、この左側のほうの三つある中の25%程度というのが見えると思うんですけれども、公共関与の必要性が多く、かつ民間に同種のものがあるかないかというのは、3区分のうちの中程度ということで、こちらの25%に位置付いたところがございます。こちらのほうを標準的な受益者負担割合といっているところがございます。

それから2点目の1.1倍とする根拠でございますが、基本的にはこちらの、またちょっとこれをめくっていただいて10ページでございますが。こちらの経過措置の内容ということで、大幅な乖離がある場合という(1)の部分に該当しますと、本来この基準の設定上は1.5倍を超えない額と、ここを引き上げるときの上限ということで定めておりますが、特にこの公の施設については今般の見直しに当たって全市的な考え方が別途示されておまして、市民の方に、いきなり大きな負担を招くことなく、公の施設の性格を考慮して、また他都市の施設の均衡等も踏まえまして1.1倍に抑えることとして、1.5倍の範囲の中の、さらに1.1倍に抑えるということを全庁的な考え方として統一的に、1.1倍としたものがございます。

【吉崎教育長職務代理者】

他市との比較を見ると、比較的いいところにおさまっているなど。1.2、3倍でもいいのかなという気もするんですけれども、相模原とかいろいろなところを見ると。一気に1.3倍となると、すごい抵抗があるので。使うほうの人から見れば、1割程度は仕方がないかという感じなのかと私は判断したんですけども。だから今回の、この辺の値上げの割合というのは、妥当かなと私なりに判断したんですけど。

以上です。よくわかりました。説明ありがとうございます。

【渡邊教育長】

妥当だという御意見をいただきました。

【濱谷委員】

さっき聞いたのは、4年ごとに見直しとかって、ちらっと。4年ごとに見直しをされていくわけですか。

【池之上生涯学習推進課長】

はい。ちょうど資料がありますので、こちらを御説明しますと、こちらの11ページをごらんください。一番最後のページでございます。10番、こういったコストの見える化については、

今現在で固めてしまっても物価の変動ですとか、市役所としてはコスト削減の取組を継続していきますので、変動する要素を抱えながら動向がございますので、4年に1回程度、最後の行でございませけれども、大幅な何か原価の変動が起きるような場合を除いては、基本的にこの使用料・手数料の見直しの改定に当たっては4年に1回ごと検討をして、見直しを進めていくというのが全庁的な考え方としてお示しさせていただいたところでございますので、教育委員会としても、この考え方にに基づきながら原価が適正な水準、コストが適正な負担をされているかどうかという視点を常に持ちながら、4年に1回程度、市民の皆様方に御理解をいただくタイミングが来るかなと考えているところでございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【濱谷委員】

はい、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ほかの委員の方はよろしいですか。

【小原委員】

一つ、この使用料は税込みなんですか。

【池之上生涯学習推進課長】

基本的には条例上に定めているものについては、今、議案のほうで御説明したのは税抜きでございます。

【小原委員】

税抜き。

【池之上生涯学習推進課長】

はい。

【小原委員】

ということは、それ以外に税金がかかる。

【池之上生涯学習推進課長】

そうですね。

【小原委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それでは、採決に入りたいと思います。

順に見てまいります。まず議案第32号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第32号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第33号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第33号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第34号について、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第34号は原案のとおり可決いたします。

8 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議につきましては、これもちまして終了でございます。お疲れさまでした。

(15時43分 閉会)